

『東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針（案）及び東大和市立小・中学校再編計画（案）』に対するパブリックコメントを実施します。

東大和市では、今後確実に進行する少子高齢化に伴う児童・生徒数の減少や、老朽化する学校施設への対応等の課題に対処するための方針・計画について、検討を重ねてきました。

このたび、今後の学校の適正規模及び適正配置等の方針・計画案を取りまとめましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針及び東大和市立小・中学校再編計画の目的

少子高齢化による児童・生徒数の減少や、学校施設の老朽化等、東大和市を取り巻く教育環境を踏まえ、将来にわたって児童・生徒に快適な教育環境を確保することを目的に、本方針・計画を策定します。

2 案の内容

東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針
東大和市立小・中学校再編計画

3 案の概要

東大和市における今後の学校の適正規模及び適正配置等についての基本的な考え方や方向性について示し、それに基づいた具体的な学校の再編に関する内容について明記しています。

【東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針】

- (1) 基本的な考え方
- (2) 適正規模・適正配置に向けた取組
 - 標準規模を中・長期的に下回る小学校への対応
 - 中学校グループの見直し
 - 児童・生徒数偏在の是正
- (3) 特別支援教育の充実
- (4) 関連部署との連携
- (5) その他

【東大和市立小・中学校再編計画】

はじめに

(1) 東大和市の目指す学校像

- 子どもたちの将来像
- 東大和市の学校の現状
- 適正規模の学校を作る

(2) 東大和市立小・中学校再編計画の概要

- 計画の位置付け
- 再編に関する考え方
- 計画期間
- 東大和市学校施設長寿命化計画について

(3) 東大和市立小・中学校再編計画の具体的内容

- 第九小学校の第七小学校への統合
- 第三小学校の第五小学校への統合と第五小学校・第六小学校の通学区域の変更
- 第二小学校・第八小学校の通学区域の変更
- 第五小学校の通学区域の変更
- 第一中学校・第五中学校の統合の検討

(4) 地域の拠点としての学校施設のあり方

- 基本的な考え方
- 児童の放課後対策
- 防災拠点としての役割
- 地域コミュニティの拠点としての役割

(5) 再編のスケジュール

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

令和2年3月1日（日）から令和2年3月31日（火）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントへの意見としてお受けできませんので予めご了承ください。

6 資料の閲覧方法

(1) 東大和市公式ホームページ

(2) 文書閲覧

- ・ 学校教育部教育総務課（東大和市役所 5 階 4 番窓口）
- ・ 市民センター、公民館、図書館

7 意見の提出先、方法及び提出様式

(1) 提出先

学校教育部教育総務課

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中心 3-930 東大和市学校教育部教育総務課宛
- ・ FAX 042-563-5933
- ・ 電子メール gakyou@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しております。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人：住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人：事業所の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等：事業所等の名称、所在地、団体名、及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人：勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人：在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 当該施策に利害関係があると認められる個人：利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等：利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和 2 年 6 月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。また、意見をいただいた

方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。